

非公表に関する論点

1. 総論

- 内閣官房案では、国民の信頼獲得という情報保護評価の目的に鑑み、情報保護評価書は原則として全て公表するものとされている。
- ただし、公表することによるセキュリティ上のリスクや違法行為の助長の恐れから評価実施機関が委縮し、情報保護評価書に詳細情報を記載しないことも考えられることから、特定個人情報保護委員会には情報保護評価書及び添付資料の全てを提出した上で、公表に際しては一部（※1）又は全部（※2）の記載事項を非公表とする旨が記載されている。
 - （※1）全ての評価書（しきい値評価書を除く。）について、セキュリティ上のリスクが考えられる項目（例えば、重点項目評価書、全項目評価書における「I 2③他との接続」「II 6①保管場所」）を非公表とする。しきい値評価書についてはセキュリティ上のリスクが考えられる項目がないことから、全て公表とする。
 - （※2）犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持に関する評価書については、違法行為の助長の恐れから評価書及びその添付資料全体を非公表とする。
- 内閣官房案では、非公表についての「詳細は、追って委員会より示されることが考えられる」と記載されている。

2. 非公表項目の例示

- 情報保護評価書を公表することによるセキュリティリスクは、多くの場合ケースバイケースではあるものの、典型的にリスクが高いと考えられる項目を委員会が例示することが考えられる。
- その場合、非公表項目の判断は評価実施機関の裁量に委ねられることとなるため、評価実施機関によっては多くの項目を非公表とすることも考えられる。そこで指針等で、非公表項目として例示された項目についても、セキュリティリスクが考えられない場合は公表すること、また非公表とする場合であっても、記載のうちの一部（例えば、期間、回数といった具体的な数値や、技術的細目に及ぶ具体的な方法）のみを非公表とすることを推奨することが考えられる。

3. 非公表項目案

○ 以下の項目を非公表項目として例示することが考えられる。

ア) しきい値評価	なし
イ) 重点項目評価	<ul style="list-style-type: none">・ I 2③他との接続・ II 6 保管場所・ III 2 リスク 2 (権限のない第三者によって不正利用されるリスク)
ウ) 全項目評価	<ul style="list-style-type: none">・ I 2③他との接続・ II 6①保管場所・ III 1 リスク 2 (安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク)・ III 1 リスク 4 (入手の際に情報が漏えい・紛失するリスク)・ III 2 リスク 2 (権限のない第三者によって不正利用されるリスク)・ III 4 リスク 3 (誤った情報をやりとりしてしまうリスク、誤った相手とやりとりしてしまうリスク)・ III 5 リスク 1 ⑤ (入退室管理)・ III 5 リスク 1 ⑥ (監視カメラ)・ III 5 リスク 1 ⑦ (施錠管理)・ III 5 リスク 1 ⑧ (不正プログラム対策)・ III 5 リスク 1 ⑨ (不正アクセス対策)